



2026 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 清水 哲也
(コード番号 5471 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 総 務 部 長 福 谷 泰 生
(TEL. 052-963-7501)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、当社従業員持株会（以下、「本持株会」という。）の会員資格のある当社の従業員を対象とした、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の創業 110 周年に際し、当社の従業員に対して、福利厚生の増進策として本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式の取得機会を提供することにより財産形成の一助とすることに加え、当社の従業員が当社普通株式を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する当社の従業員のうち本制度に同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し、当社が譲渡制限付株式の割当のための特別奨励金としての金銭債権（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出いたします。本持株会が、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して現物出資することにより、対象従業員は、本持株会を通じて、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度に基づき当社が発行又は処分する譲渡制限付株式に関して、その総額として合理的に見込まれる額は最大 10 億円になります。本制度に基づき当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社普通株式に関するその他の具体的内容につきましては、今後、決定次第、速やかにお知らせいたします。

以上